

## 令和3年度第1回長崎県政策評価委員会

### 1. 日時

令和3年9月3日（金） 13時50分 ～ 16時15分

### 2. 場所

長崎県庁3階 311会議室（リモート開催）

### 3. 出席委員

赤石委員長、内田副委員長、小西委員、小林委員、中込委員、能本委員

### 4. 議題

個別事業群の審議

### 5. 議事録

## 内容

基本戦略・施策の概要（こども家庭課・こども未来課） .....	3
審議事業群Ⅰ（こども家庭課）_事業群説明 .....	4
審議事業群Ⅰ（こども家庭課）_各事業説明 .....	6
1 児童養護施設入所児童等大学等支援事業 .....	6
2 子どもの貧困対策推進事業 .....	7
質疑応答（審議事業Ⅰ（こども家庭課）） .....	8
審議対象事業群Ⅱ（こども未来課・障害福祉課）_事業群説明 .....	13
審議対象事業群Ⅱ（こども未来課・障害福祉課）_各事業説明 .....	15
1 子ども・若者支援システム構築事業費 .....	15
2 ひきこもり対策推進事業 .....	16
質疑応答（審議事業Ⅰ（こども未来課・障害福祉課）） .....	17
基本戦略・施策の概要（経営支援課） .....	23
審議事業群Ⅲ（経営支援課）_事業群説明 .....	24
審議事業群Ⅲ（経営支援課）_各事業説明 .....	26
1 ヘルスケア産業創出促進事業 .....	26
質疑応答（審議事業Ⅲ（経営支援課）） .....	27
基本戦略・施策の概要（企業振興課） .....	29
審議事業群Ⅳ（企業振興課）_事業群説明・各事業説明 .....	29
1 地場取引拡大支援事業 .....	31
2 成長産業サプライチェーン強化支援事業 .....	31
3 ナガサキ地域未来投資促進ファンド助成事業 .....	32
4 長崎フード・バリューアップ事業 .....	33
5 長崎県農商工連携ファンド助成事業 .....	33
6 産地活力強化事業 .....	33
7 売れる！デザイン強化事業 .....	34
8 窯業人材育成等産地支援事業 .....	34
9 陶磁器産業活性化推進事業費 .....	34
10 長崎ベッ甲対策事業 .....	35
質疑応答（審議事業Ⅳ（企業振興課）） .....	37

(赤石委員長)

審議方法に従いまして、個別事業群の審議に入ります。

審議した結果につきましては、基本的にはこれを尊重し最終的な意見の取りまとめを行っていきたくと考えておりますので、よろしく申し上げます。

## 基本戦略・施策の概要（こども家庭課・こども未来課）

(事務局)

今回審議をしていただく基本戦略及び施策の説明をいたします。「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」の 1、2 ページをご覧ください。

1 ページ左に記載しております「基本理念」を実現するための 3 つの柱のもと、10 の基本戦略に沿って、47 の施策に取り組むこととしております。

これからご審議いただく「基本戦略 1 - 4 みんなで支えあう地域を創る」を推進するために、右側 2 ページに掲げている 2 つの施策に取り組むこととしており、今回はその中から、「施策(2) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」を推進するための 2 つの事業群についてご審議いただくことになります。

3 ページをご覧ください。基本戦略 1 - 4 の具体的な将来像の内容として、「誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進」、「きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」を掲げており、その背景については 4 ページに記載されておりますが

- ・ 超高齢化社会、
- ・ 地域コミュニティの希薄化、
- ・ 児童虐待の健在化、等がございます

次に審議対象事業群が含まれる施策についてですが、5 ページをご覧ください。

該当施策の「きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」につきましては、

- ・ 生まれた状況や育った環境に関わらず、すべての子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる社会が実現できている
- ・ 児童生徒が抱える問題等の未然防止や早期発見・早期解決に向けた関係機関との連携が図られている

という姿を目指し、成果指標としましては、「県事業によるひとり親家庭の就職者数」を令和 7 年度までに 100 人とする目標を掲げております。

その実現に向けて、その下にある 9 の事業群のうち、今回は、

- ① 貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援
- ⑨ ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援

の 2 つの事業群についてご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

(赤石委員長)

ありがとうございました。それでははじめの事業群から審議に入りたいと思います。

これから県の所管課から事業群と事務事業の内容、内部評価結果等について説明をいただいた後、質疑応答という形で進めさせていただきます。

また、審議の視点につきまして、先ほど事務局から説明がありました資料の3ページ目に掲載されておりますので、審議の際、参考にしていただきますようお願いいたします。

本日の質疑内容で、この場で応答できないものは、第2回委員会、10月8日に開催予定ですが、そこで対応いただくこととし、また、本日いただいた各委員のご意見についても、第2回の委員会時に取りまとめを予定しております。

議論が必要な事業の審議時間を確保するため、特に問題が認められない事業については、時間をかけず審議を進めたいと思いますので、ご協力についてよろしく申し上げます。

それでは、進行を事務局の方でお願いします。

(事務局)

まず、「貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援」について、事業群を所管することも家庭課から、事業群の概要説明をお願いします。

## 審議事業群 I (こども家庭課) \_事業群説明

### 基本戦略 1-4 みんなで支えあう地域を創る

#### 施策 ( 2 ) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

#### 事業群 ① 貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援

(こども家庭課)

こども家庭課から、事業群「貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援」について概要説明いたします。資料ですが、お手元の事業群評価調書 P 1 を、ご参照ください。

本事業群は、総合計画において、戦略 1-4「みんなで支えあう地域を創る」－施策 2「きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」に位置づけられる事業群です。

本事業群についての取組内容は、評価調書の「1.計画等概要」に記載のとおりで、貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援となっております。

この事業群の指標として、【児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率】という項目を設定し、最終年度である令和7年度に【45.0%】にするという目標を掲げております。

また、【子どもの貧困対策についての計画を策定した市町数(累計)】を、令和6年度に【20市町】にするという目標を掲げておりますが、これは、令和2年10月に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進計画」において、計画の最終年度である令和6年度までに達成する目標として掲げているためです。

当該事業群については、「教育の支援」をはじめとする 6 点の取組項目のもと、2 つの事務事業をそれぞれ実施しております。

それでは、取組項目について説明いたします。

まず、取組項目（ i、「教育の支援」）については、児童養護施設に入所している子どもの大学等への進学機会を増やすことを目的に取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、調書 2 ページの「2.令和 2 年度取組実績」に記載のとおり、「児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業」でございます。事業内容については後ほど説明申し上げます。

次に取組項目の（ i「教育の支援」から、vi「地域における支援体制の充実・強化」）の全ての項目に対応するものとして、平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」で明らかになった、貧困等の課題の解決に向けた取り組みを行うこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、2 ページの「2.令和 2 年度取組実績」記載のとおり、「子どもの貧困対策推進事業」でございます。事業内容については後ほど説明申し上げます。

なお、事業群と事務事業の関係や事務事業同士の関連づけ等については、事務事業評価補足説明資料 2 ページに説明を添えておりますので、このあと個別の事務事業を順にご説明する際に、ご参照いただければと存じます。

事業群評価調書 3 ページ、「3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」をご覧ください。

取組項目ごとに、事業群に対する個々の事業の貢献度等を分析し、実績・課題を検証したところ、「 i . 教育の支援」に対する児童養護施設に入所している子どもの大学等への進学機会を増やす取組みでは、大学進学率は上昇傾向にありますが、高校生の学習塾利用者数が 5 人にとどまり、目標を下回ったところです。

これは、様々な理由により子どもが大学等への進学を選択肢に入れていないことが要因のひとつと考えられるため、子どもが将来を考えるうえでの選択肢とできるようにすることが課題と考えております。

そのため、解決の方向性としては、子どもに対して大学等進学時の経済面の支援制度を周知し、早い段階での学習意欲の向上に施設と連携して取り組み、大学等進学を含めた幅広い進路選択を行ってほしいと考えております。

次に取組項目「 i . 教育の支援」から、「 vi . 地域における支援体制の充実・強化」に対する貧困等の課題の解決に向けた取組みについては、事業実施市町の増加と、受け皿となる民間団体の育成が課題として考えられることから、解決の方向性として、市町における支援を要する子どもや家庭を、確実に支援につなぐ仕組みの構築支援や、支援者に向けた研修の実施、また、子どもの居場所づくりを行う民間団体の育成と掘り起こしを進めるということを考えております。

以上を踏まえ、「 4 . R 3 年度見直し内容及び R 4 年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別の事業の具体的な見直しを検討しておりますが、後ほど順にご説明させていただきます。

以上が、事業群に関する説明であります。

(事務局)

ありがとうございました。このまま事業群を構成する事業について説明を続けさせていただきます。すべての事業についてご説明した後、質疑を受けたいと存じます。引き続き、2 ページに記載の二つの事業について、こども家庭課からお願いします。

## 審議事業群 I (こども家庭課) \_各事業説明

(こども家庭課)

### 1 児童養護施設入所児童等大学等支援事業

引き続き、児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業について概要説明いたします。資料ですが、お手元の事業群評価調書 2 ページと、事業に関する補足説明資料 3 ページを併せてご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の（「教育の支援」）の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目の中で、中核事業と位置づけております。

本事業の実施状況につきまして、事務事業評価補足説明資料でご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。

この事業は、児童養護施設に入所している児童の大学等への進学機会を増やすことを目的としており、高校在学中の学習塾費用の助成を実施しております。

令和 2 年度の実施状況及びその成果でございますが、記載のとおり、児童養護施設に入所している高校生 126 人のうち、学習塾を利用した児童は 5 人で助成額は 16 万 9,300 円の実績となっております。

このうち、高校 3 年生の塾利用者 2 名はいずれも進学しております。

成果としましては、2 年度の大学等への進学率が 37.7% となり、目標にはわずかに及ばなかったものの概ね順調にしております。

なお、3 年度におきましては、施設との連絡会議等の場において、事業の説明や積極的な活用について周知を行い、特に、児童の自立に向けた指導を行う自立支援員を配置している施設においては、進路指導等の中で児童に対し本事業の周知を行うよう依頼してまいります。

令和 4 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、施設に対して早期から進路指導や学習・進学支援に取り組むよう求めるとともに、社会的養護自立支援事業や自立支援貸付事業などの措置解除後の支援制度や、教育機関等が行っている奨学金制度など、進学に必要な情報を分かりやすく提供するよう努めることから「改善」と評価しております。

## 2 子どもの貧困対策推進事業

次に子どもの貧困対策推進事業について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 2 ページと、事業に関する補足説明資料 5 ページを併せてご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、

本事業は、事業群の取組項目の（ i 「教育の支援」から、vi 「地域における支援体制の充実・強化」）の部分に寄与する事業となっております。なお、本事業群の取組項目の中で、本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の 2 年度の実施状況につきまして、補足説明資料でご説明いたします。5 ページをご覧ください。

この事業は、平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」において明らかになった、保護者の収入や家族形態により、子どもたちの規則的な生活習慣や、学習機会、理解度、希望する学校段階（学歴）に差があること。また、保護者の気持ちの不安定さ、体調、社会的孤立の状況に差があること、支援制度を知らない世帯が一定数存在する等の様々な課題を解決することを目的として、子どもへの直接的な支援や保護者への総合的支援等に取り組んでおります。

具体的に令和 2 年度の実施状況及びその成果でございますが、記載のとおり、大きく、「総合支援窓口の設置」「長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーターとの市町訪問」「支援者向け研修の実施」の 3 点に取り組んでおります。

- ・ 総合支援窓口の設置につきましては、子どもの貧困対策に係る総合 相談窓口及び妊娠 S O S 相談窓口を設置し、保護者や支援者からの相談対応に取り組み、延べ 258 件の相談実績がありました。
- ・ 子どもの貧困対策統括コーディネーターとの市町訪問については、子どもの居場所づくり等のノウハウを持つ「貧困対策統括コーディネーター」を配置し、県内 19 市町に対し、学習支援事業などの事業構築に向けて、実施または協力する団体の掘り起こしや、人材育成等のノウハウ提供を行ったところ、7 市町において、民間団体の取組みを活用して、支援が必要な児童等の見守りを行う事業等の実施につながっております。
- ・ 最後に、支援者向け研修の実施につきましては、県内の学童支援員及び教員延べ約 780 人を対象に、支援が必要なケースを判別する方法（子どもの貧困早期発見チェックリスト）や、具体的な対応方法・連携方法がわかる支援フローの説明、支援を拒否する保護者への対応等に関する研修を実施しております。

なお、3 年度は、子どもの居場所が不足していると思われる市町や支援事業等の構築に至っていない市町に対して、国の支援策を積極的に活用した取組みを促すとともに、教員及びスクールソーシャルワーカー等を対象とした支援者向け研修を実施するなど、引き続き令和 2 年度の取組みを継続しているところです。



令和4年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、引き続き子どもへの直接的な支援と保護者への相談支援等の充実を図ってまいります。特に、子どもの居場所が不足している地域においては、本事業により、子どもの居場所づくりや、支援を目的としたネットワークなどを構築した事例について、実施団体との役割分担、支援へのつなぎ方等のノウハウを、各市町が活用できるよう共有し、事業等の実施を促すとともに、支援者向け研修等を実施して、より多くの支援者の資質向上を図り、支援を必要とする子ども及びその保護者の早期発見を目指していくことから、「改善」と評価しております。以上で説明を終わります。

## 質疑応答（審議事業Ⅰ（こども家庭課））

（赤石委員長）

ありがとうございました。それでは、まず今説明があった二つの事業について、質疑応答を行い、事業群全体を見渡して、質疑という形で進めたいと思います。今説明があった二つの事業について質疑はございますか。どなたからでも結構ですので、ご質問あるいはご意見等々ございましたらお願いします。

（小西委員）

「子どもの貧困対策推進事業」ですが、「子どもの貧困対策推進事業の民間ノウハウ提供を受けて、子どもの居場所づくりなどの事業構築や事業見直しにつなげた市町数」というのが成果指標になっていますが、担当課としての実感をお聞かせいただきたいです。「ほかの成果指標が見つからなかったので、こういうふうに指標を設定したけども、来年度以降もう少し評価指標について考えさせて欲しい」くらいの感じなのか、「もうこれでいい」と思っておられるのか。どちらかという活動指標に近いような印象もあるので、いかがでしょうか。

（こども家庭課）

はい。ありがとうございます。私どもがこの成果指標を設定しているのは、住民に近い市町で、貧困を含めたいろいろな問題を抱えている家庭を、いち早く発見するための、居場所づくりでありますとか、発見するための事業を取り組んで欲しいと、市町の方に取り組んで欲しいということで、まずはそういった事業をやっていただくところを、今のところの成果としてとらえているところでございます。

（小西委員）

その通りですけれども、この成果指標がもう改善の余地がないってことですかね。これが正しいということですか。おっしゃられることは十分わかりますよ。県との市町との間の役割分担なので、というところはわかりますが、どうでしょうかね。



(こども家庭課)

今の段階ではこの成果指標でございますが、確かに事業が進んでいった時に、貧困対策として必要な、新たにこうすべきというものが出てくれば、そこは変更して、目標として設定していきたいと思います。

(小西委員)

はい。そういうお答えを私も期待しておりましたのでありがとうございました。

以上でございます。

(赤石委員長)

はい。他にございますか。

(内田副委員長)

3ページの方の4番「令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性」の中の「児童養護施設入所児童等大学等支援事業」ですが、令和4年度事業の実施に向けた方向性の中で、「進路を選択肢に入れていないケースが課題となるため」というふうに書かれているのですが、これについて質問でございます。

なぜそもそも選択肢に入れてないのかなという点、選択肢に入れない理由が、アンケート調査等からどういうふうに見えてきているのかなってところと、そもそもその選択肢に入れていないケースが課題となるのを受けて、見直しの方向性としては、「進学に必要な情報をわかりやすく提供しよう努める」。要は、情報提供が少ないので、情報提供さえすれば、進学率が上がるのかなってところがちょっと疑問で、そもそも、なぜ選択肢に含まれていないというのはアンケートか何が浮かび上がってきたのか。そのアンケートの結果をもとに、情報だけを提供すれば、この事業の成果が上がっていくというのが分かったのかっていうのをちょっと知りたいなと思います。

(こども家庭課)

まず、なぜ子どもたちの中で、大学進学というのが選択肢に入っていないのかというところでございますけれども、明確にアンケートを取ったものではございませんが、もともと養護施設に入所している子どもは、家庭に恵まれない、例えば被虐待児であったりとか、親の養育の態度等に問題があるご家庭であったり、様々な問題を抱えて、入所に至った子どもたちでございます。そういったこともあって、経済的なものも含めて、大学への進学というようなところを、もともとできないものというふうに思っている子どももいると聞いております。

そういったことから、早い時期から、「大学に行ける」ということを、例えば中学生ぐらいの子どもから意識を持っていただく。そういったことによって、大学等への進学というものを、選択肢に入れていただけないかと思っております。

それに加えて施設を出た後でも学費でありますとか、そういったものの経済的な支援というものもあると、そういった情報を入所している子どもたちに知らせることで、「自分も大学に行ける」というふうな意欲を持っていただけるのではないかと考えております。

その結果として、大学等への進学も高まってくるのではないかなと私も考えております。以上でございます。

(赤石委員長)

はい、ありがとうございます。内田副委員長は何かございますか。今の回答内容に対して。

(内田副委員長)

そうですね。何となくストンと落ちないところは、そもそも、養護施設に入所している子どもたちが本当になぜ、進学を選択肢に入れていないのかっていう、本質的なところが、こちらからの価値を押し付けて、「こうだろう。だから情報を与えれば」、みたいな感じになっているのかなっていう気はするのですが。私もちょっと明確な、こうすればというのはよくわかりませんが。要は進学率を上げるというか、その後のライフプランっていうのを持って欲しいっていうところだと思うんですね。大学に行くことだけを目的にさせるのではなくて、その後の人生設計ライフプランをどういうふうに持ってもらおうかっていうところが、一番大事なのかなっていうのは思うので、ここが最後に、進学に必要な情報をわかりやすく提供するように努めるっていうところで終わっているのが、もう少し書きぶりがあるのかなっていうのは思います。

(こども家庭課)

私どもの説明が十分じゃなかった面もあったと思いますが、おっしゃるとおり、進学させることだけがすべてではございません。進学というものを選択肢に入れて、自分の将来を考えていけるようにこの制度があるということでございます。

施設を出た後のアフターフォローみたいなものも大事かと考えております。そう言ったところは、既存の事業あたりでも、アフターケア事業ということで養護施設あたりが取り組んでいただいているところもありますけれども。まずは、この事業においては今申したような、選択肢を広げるということに取り組んでおるところでございます。以上でございます。

(内田副委員長)

事業名に大学等進学支援事業というふうに入っているのですが、どうしてもその事業の実施状況のところにも、大学受験のために塾を受けた人が何人ですよというようなことが入ってきているのだとは思いますが、今ご説明を聞いたらやっぱりその先もってということなので、もう少しそういったことの文言を何か、調書に盛り込めればいいのかというのは思いました。

(こども家庭課)

はい。ありがとうございます。

(小西委員)

内田副委員長がおっしゃっていることは私も本当にその通りだと思います。調書の「実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」という欄は、いろんな制約があるけども、担当課として本当にやりたいってことをしっかり書き込んでくださってという目的で、作られた欄です。

やりとりを伺っていて、担当課の方が、「単に大学さえ進学しとけばいいんだよね」というようなことを、思っておられるわけじゃないというのは伝わりましたが、我々、県民に代わってですね、事業群評価調書を読んで、県民の方がいadakような疑問を、担当課の方にお伝えして、評価調書の書きぶりを少しでも県民から見て良い内容にさせていただくというのが我々のミッションです。ですから今、内田副委員長がおっしゃったことは、大学進学に関して進路の一つに入れてもらうのが課題であるという、この書き方だと、担当課の本当に大事な問題意識が伝わりませんよと。ですので、その「養護施設におられる子どもたちが、自分の将来に向けてのライフプランをできるだけ、可能性を広げていただけるように、大学進学のための提供を初め、様々な観点から支援をしていくことが課題である」とかですね、それぐらいのグッと思いを込めて変えていただけませんかでしょうか。そういう趣旨ですよ？

(内田副委員長)

もうまさに私の気持ちを、心の中を今代弁してくださったと思っています。

(赤石委員長)

ありがとうございます。あと所管課の方から今の、小西内田両委員からのコメントについて何かございますか。

(こども家庭課)

はい。ありがとうございます。事務局の方ともご相談をして、今の皆様からいただいたご意見をできるだけ反映できるように考慮したいと思います。ありがとうございました。

(赤石委員長)

他に何かございますか。大丈夫ですか。

それでは次のところに行きたいのですが、もう1点だけ。アンケート調査とかそういうものを具体的にやられた上で、この事業をやっているというよりも、そういう、感覚があるっていうか、そういう形でこの事業を作られているような気がするので、実際に入所者にですね、どういうニーズがあるのかっていうのを、しっかり調べられた上で、だから足りないところがどこかというのをしっかりと、分析した上で政策をきちんと作っていかれた方が、今 EBPM っていうのが盛んに言われているので、こここのところは感覚ベースではなくてやっぱりエビ

デンスベースでしっかりこういうところが足りてないので、こういう施策が必要なんだってということが、きちんと県民の皆様には伝わるような、形の政策をやられた方が、良いのではないかなというふうに思います。

これはあくまで感想ですので、きちんとエビデンスをしっかりと持った上で、政策を作っているってところをお示しいただければと思います。

(赤石委員長)

それではですね、他に、この二つの事業についての質疑応答っていうのは、もうこれで打ち切りましてその事業群全体について、委員の皆様からの質疑に入りますが、皆様の方から何かご意見ご質問ございますか。

(小西委員)

2つの事業で事業群となると、ちょっとコメントしにくいところがあって、もう一つ一つについてやっていますので、特段こうしたほうがいいのではないかっていうところは正直ないんですけどね。

(赤石委員)

能本さんとか何かございませんか。

(能本委員)

特にはないです。小西先生に全部言っていました。

(赤石委員)

はいありがとうございます。

それではですね小林さんと中込さん何かございますか。

(小林委員)

特に大丈夫です。

(赤石委員)

中込さんは大丈夫ですか。

(中込委員)

今のところ大丈夫です。

(赤石委員)

はいありがとうございます。それではですね、事業群全体についてのご質問、ご意見ないようですので、この事業群に関する本日の審議は終わりたいと思います。

引き続き、「ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援」について、事業群を所管することも未来課から事業群の概要説明をお願いします。

## 審議対象事業群Ⅱ（こども未来課・障害福祉課）\_事業群説明

### 基本戦略 1-4 みんなで支えあう地域を創る

#### 施策（２）きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

#### 事業群 ⑨ ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援

(こども未来課)

こども未来課から、事業群「ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の長崎県総合計画の92ページと事業群評価調書5ページをご参照ください。本事業群は、総合計画において、戦略「みんなで支えあう地域を創る」－施策「きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」に位置づけられる事業群です。

本事業群についての取組内容は、評価調書の「1.計画等概要」に記載のとおりで、子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」を拠点として、不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等からの相談を受け、相談内容に応じた適切な支援機関への紹介を行っております。

この事業群を代表する指標として、「子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合」という項目を設定し、最終年度である令和7年度に支援機関とのマッチング割合を70%にするという目標を掲げ、大別して3点の取組項目のもと、2個の事務事業をそれぞれ実施しております。

それでは、本事業群の取組項目について説明いたします。

- まず第1点、「子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」を拠点とした相談支援体制の充実」についてでございますが、これは、長年、子ども・若者の支援に携わり、臨床心理士等の専門的なスタッフを有するNPO法人「心澄」をプロポーザルで選定して業務を委託し、相談・助言等を行うとともに、適切な関係機関への紹介に取り組んでおります。
- 次に第2点、「子ども・若者支援地域協議会による関係機関の支援ネットワークの連携・強化」についてでございますが、これは、教育、保健、医療、福祉、矯正、更生保護、雇用などの専門職からなる同協議会を開催し、各機関の課題や取組について情報を共有し、分野の垣根を越えて相互に協力しながら一体的に、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援に取り組んでおります。

- 最後に第3点、「子ども・若者支援に関わる行政機関や民間団体の担当者の資質向上」については、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援者の相談対応の充実を図るため専門研修会において講話及び事例検討を実施することに取り組むこととしております。

この取組項目を進めるための具体的な事務事業としては、同じく5ページの「2.令和2年度取組実績」記載のとおりでございます。事業内容については後ほどご説明申し上げます。

事業群評価調書6ページ、「3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」をご覧ください。取組項目ごとに、事業群に対する個々の事業の貢献度等を分析し、実績・課題を検証したところ、

- 「i. 子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」を拠点とした相談支援体制の充実」については、相談者の利便性に配慮し、SNSを活用した相談手段の充実等に努めたことにより、相談件数は年々増加していますが、今後も、相談者一人一人に寄り添い、相談・助言を適切に行い、関係機関へつないでいく必要があります。そのため、同センターの職員に内閣府主催の研修会への参加や講師派遣事業を活用することにより、相談業務に必要な専門的知識の習得や相談スキルなどの資質向上を図ることとしております。
- 次に「ii. 子ども・若者支援地域協議会による関係機関の支援ネットワークの連携・強化」については、複合的かつ困難なケースが増加していることから、関係機関同士の更なる連携が必要であると認識しております。課題解決の方向性として、同センター業務委託先のNPO法人心澄を、令和2年4月から子ども・若者指定支援機関に指定し、支援に関する実践的・専門的な情報の提供、調整機関と協力しつつ、同協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、同協議会の支援全般の主導的役割を果たしていただくこととしており、市町・関係機関に対しても研修会等への参加を積極的に促していくこととしております。また、本県においては、ひきこもり支援関係機関との連携を強化し包括的な支援体制の構築推進を図るため、長崎県ひきこもり支援連絡協議会の開催および長崎こども・女性・障害者支援センターによる支援のもと、圏域毎に関係者連絡会議を開催し、新たな連携体制を構築することを考えております。
- 最後に、「iii. 子ども・若者支援に関わる行政機関や民間団体の担当者の資質向上」については、ひきこもり地域支援センターにおいては、ひきこもり状態の長期化やひきこもり者及びその家族の支援拒否、無関心により支援介入の困難さが見えてまいりましたので、解決の方向性として支援関係者研修会や支援事例を通じて、相談技術の向上や多機関連携を推進することを考えております。以上を踏まえ、「4. R3年度見直し内容及びR4年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別事業の具体的な見直しを検討しておりますが、後ほど順にご説明させていただきます。以上で事業群に関する説明を終わります。ありがとうございました。

(事務局)

このまま事業を構成する事業について説明を続けさせていただきます。

子ども・若者支援システム構築事業費とひきこもり対策推進事業費について、こども未来課と、障害福祉課にご説明をお願いします。

## 審議対象事業群Ⅱ（こども未来課・障害福祉課）\_各事業説明

(こども未来課)

### 1 子ども・若者支援システム構築事業費

こども未来課から、「子ども・若者支援システム構築事業費」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 5 ページと、事業に関する補足説明資料 9 ページを併せてご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「 i . 子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」を拠点とした相談支援体制の充実」及び「 ii . 子ども・若者支援地域協議会による関係機関の支援ネットワークの連携・強化」の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目のなかで本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の令和 2 年度の実施状況につきまして、事務事業評価補足説明資料でご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、子ども・若者支援推進法に基づき、子ども・若者の育成支援施策を総合的に推進するための枠組みを整備するとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども若者を支援するためのネットワークを整備することを目的としており、長崎県子ども・若者総合センターによる相談支援の実施に加え、子ども・若者支援地域協議会の運営を行っております。具体的に令和 2 年度の実施状況及びその成果でございますが、記載のとおり、長崎県子ども・若者総合センターにより、不登校、引きこもりなどの相談内容に応じて、教育、医療、保健、福祉、雇用などの適切な支援機関へつなげるための支援を行いました。

同センターへの相談件数は、対前年度比で 1, 3 5 9 件増加し、6, 7 8 4 件でした。相談件数が増加した要因としては、SNS を活用した相談を開始したことや、関係機関との連携が進んだことなどが大きな要因であると考えております。

なお、2 年度の実績を踏まえ、3 年度も引き続き長崎県子ども・若者総合相談センターによる相談支援を行うとともに、子ども・若者支援地域協議会実務者会議の開催、センター職員の資質向上研修の実施等を予定しているところです。

令和 4 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、関係機関との更なる連携強化を図るとともに、事業構築の視点として特に SNS やメール、リモートによる相談体制の充実を図ることに着目し、見直し（改善）と評価しております。

以上で説明を終わります。



## 2 ひきこもり対策推進事業

(障害福祉課)

引き続き障害福祉課から、「ひきこもり対策推進事業」について概要説明いたします。

資料ですが、お手元の事業群評価調書 6 ページと、事業に関する補足説明資料 13 ページを併せてご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「ii. 子ども・若者支援地域協議会による関係機関の支援ネットワークの連携・強化」及び「iii. 子ども・若者支援に関わる行政機関や民間団体の担当者の資質向上」の部分に寄与するために実施する事業となっております。なお、本事業群の取組項目のなかで本事業は中核事業と位置づけております。

本事業の2年度の実施状況につきまして、事務事業評価補足説明資料でご説明申し上げます。13 ページをご覧ください。

この事業の目的でございますが、この事業は、ひきこもり者の自立を促し、社会とのつながりを回復させることを目的として、当事者及び家族に対する相談・支援体制整備に取り組んでおります。令和2年度の実施状況及びその成果でございますが、記載のとおり、大別して相談対応、支援ネットワークの連携・強化、担当者の資質向上、啓発活動に取り組んでおり、相談対応につきましては、ひきこもり地域支援センターが当事者及び家族からの相談に対応し、関係機関の紹介や必要に応じて訪問による支援を行っております。なお、ここ数年では1,000件を超える相談対応の実績があります。

また、支援ネットワークの連携・強化につきましては、ひきこもり支援に関わる機関をからなる支援協議会を開催し、ケース情報の共有と支援課題について協議し支援体制の強化を図りました。担当者の資質向上、啓発活動につきましては、研修会による講話、事例検討会を開催し、支援の技術向上を図り、また、支援関係者及び一般を対象にフォーラムを開催し、ひきこもりに対する正しい理解促進を図りました。

これらのことから、この事業の成果として、ひきこもり支援関係機関との連携を強化及び支援担当者の資質向上により包括的な支援体制の構築を推進することができたと考えております。

3年度においても、引き続き相談支援体制の充実や関係機関の連携体制強化を図っていくこととしておりますが、ひきこもりの長期・高齢化が課題となっており現状を把握するための実態調査を実施することとしております。

令和4年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、「長期化したひきこもり」に着目し、関係機関への実態調査を実施し、より包括的な支援体制を構築するため見直し（改善）と評価しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

## 質疑応答（審議事業Ⅰ（こども未来課・障害福祉課））

（赤石委員長）

ありがとうございました。

それではまず、今説明があった二つの事業について、質疑応答を行いたいと思いますけれども、もう事業群全体を見渡しての質疑というものも、まとめて、この場で一緒にやっていただければと思います。

それぞれの事業についてと事業群全体を見渡しての、質疑という形をまとめて行いたいと思いますので、議員の皆様何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。

（能本委員）

「子ども・若者支援システム構築事業費」の成果指標のところで「子ども・若者総合センターにおける相談の終了割合」というのが指標でありますけれども、終了というのはどういった状態のところを指すのでしょうか。

（こども未来課）

はい。実は令和3年度からは終了割合ではなくてマッチング割合に変更させていただいているのですが、終了割合は、基本的にはゆめおすというところで相談を受けて、円滑に、次の専門的な機関につながったり、つなぐことがないまでも、もう十分にそこで相談が終了して、ゆめおすとして、支援を行う必要がなくなったりということについては、終了ということでその割合を目標に設定をさせていただいております。以上でございます。

（能本委員）

今回の令和3年からの成果指標っていうのは、どこかにつなげたという件数に変えたということですね。そうすると、どこかにつなげなくても済んでしまった相談っていうのは除かれるというような形ということになると。

（こども未来課）

基本的にはですね、総合相談センターは窓口機能というところがメインでございますので、終了割合の50%が悪いということで変えたいという趣旨ではなくて、総合相談窓口という役割分担をしっかりとということで、指標に変えさせていただいています。これは非常に相談件数が増えてきているということもございますし、内情を申しますと、ここに委託している心澄さんというNPO法人なのですが、総合相談窓口ではあるのですが、不登校ですとかひきこもりという分野に非常に知見をお持ちの団体でございますので、ここで少し引き受けていろいろやっていたというような部分とかもございまして、もちろんそういった部分をやめるとかそういうことでは一切ないですけども、やはり指標とするのであれば、総合相談窓口という役割なので、しっかりとつなぐマッチングの方が指標として適切でないかということの設定に変えているところでございます。以上でございます。

(能本委員)

すいません。引き続きですけれども、70%という達成目標が、正直低いのではないかというか、本来は100%を目指すっていうところにしないといけないのではないかなと思うのですけれども、そもそもの相談の内容自体が、マッチングがすべてじゃないという意味で、ほぼ70というのは、マックスに近いようなイメージなのではないでしょうか。

(こども未来課)

70がマックスなのかというお話でいうと、必ずしもそうじゃない部分もあると思います。

現場の方の相談内容というのはかなり複雑で、複合的なものでございます。

例えばマッチングをしたつもりで、関係機関につないでもまた戻ってきちゃうものとか、現場の方ではかなり複雑な相談対応を行っています。また中には「大丈夫かな」っていうような方もいらっしゃる場合があって、そこは引き続き、ゆめおすでの丁寧な対応が必要になる部分がございますので、どうしてもそういう場合はマッチングまで行き着かないという件数もございますので、そういった部分も現実的に考えて70%という設定にさせていただいているところでございます。

(能本委員)

わかりましたありがとうございます。

(赤石委員)

他にございませんか。今に関連づけて言えば、基準年の実績の70%と目標値が変わらないってことですよね。

(こども未来課)

そうですね。先ほど申しましたように複合的な案件とかっていうのも結構出てきておりまして、今やっている団体、委託をさせていただいている団体が非常に頑張った上での数字っていうのは出てきていますので、70%を維持するというのが、現実的に目標と掲げるべき部分ではないかというふうに考えております。

(赤石委員長)

他は何かございませんか。はい、どうぞ内田副委員長。

(内田副委員長)

このコロナ禍になって非常に不登校であるとか引きこもりの人たちにとっては、とても生きにくい世の中になっているのかなあというふうに思うのですが、社会情勢的な文言が一切出てきてなくて、例えば、令和4年度実施に向けた方向性などにも、しばらく続くだろうこの世の中なのですが、そうしたものに、向けた文言っていうのがもう少し入ってもいいのかなと思いますし、今ゆめおすのホームページ等も拝見をしています

が、やっぱりイベントというか講演会とかそういうのも、2020年の10月の最後に新着とかお知らせの情報も上がってないので、ことごとくいろんなものがお休みになっている中で、こういったものがないと、多分SNSとかメールとか工夫はされているとは思いますが、外に出て行く機会がないと、やっぱり親としても、心情的にとっても窮屈な世の中になっているのかなというふうに思うので、もう少しその辺を文言として残しておいた方が良くないのかなというふうに思いました。以上です。

(こども未来課)

確かにちょっと記載として、コロナの状況っていうのをどの程度盛り込むかっていう部分はございましたので、今のところ記載をしてないところがございますが、例えばこの中で記載しているリモートの部分については、明確にコロナ対策ということで、実施しているものでございますので、こういった部分も含めてちょっと事務局と相談してそういった部分の記載について検討したいと思います。以上でございます。

(赤石委員長)

ありがとうございます。コロナに関して言えば、障害をお持ちのお子さんとかですね、あるいは大学生もですけれども、プラスに作用している人と、マイナスに作用している人がやっぱりいて、大学とかで、出てこなくても授業が受けられるとか、そういうふうな意味で前向きにとらえる子もいれば、逆にインパーソンな関係が断ち切られることによって、日々悪化している学生もやっぱり両方いるんですね。

だからそのところを、実際どうなんだろうっていうのを、現場に落とし込んで、現場の状況をしっかり見据えた上で、どういう政策が必要かというのを考えることが、必要なだろうなというふうには思います。私たちが最初、リモートになったから、意外と良いのではないかと思っていたんですけどアンケート取ると必ずしもそうとは言えない、ということが出てきているので、現場の現状をしっかりと、定期的に把握するという努力をされた上で、次年度に向けてどういう対策が必要かというのを、考えていかれた方がよろしいのかなというふうに思います。

(赤石委員長)

他に何かございますか。

(中込委員)

私から1点、この相談の件数ですけども、これは相談に来ることができた人を数えていますよね。なので、実際に相談に来ることができない方も、数多くいると思うのですが、その方たちへの対応っていうのは、もう全くされてないのかなっていうのがちょっと疑問をいただきました。

ゆめおすの周知に関する政策についてもちょっと書いていただけたらいいなと思いました。

(赤石委員長)

ありがとうございます。今の2点について、担当課の方から何かご意見ございますか。

(こども未来課)

記載の説明がちょっと不足しているのかなと思いますけども、実はSNSとかメールとか先ほど申し上げたりモートの相談も当然受け付けておりまして、来所されなかった方もカウントしているところでございます。

周知方法につきましては、確かにその辺の記載があまりないので、実際はこういうふうに関係機関が増えている現状におきましては、やはり関係機関の中で周知が進んでいるということと、ゆめおすが結構認知されてきているということがございまして、そういった部分で、件数が増えているという経緯がございます。先ほど申しました社会情勢的な部分も当然あるとは思いますが、そういった部分も含めてちょっと周知の方法等の記載についてもまた事務局と相談して考えたいと思います。

(赤石委員長)

中込さん今のご回答でよろしいでしょうか。

(中込委員)

はい。大丈夫です。

(赤石委員長)

ありがとうございます。他にございますか。それでは小西委員から事業群全体も含めてコメントをいただければというふうに思います。

(小西委員)

はい。ちょっとどう質問しようかと思っていたのが、「ひきこもり対策推進事業」が障害福祉課担当になっていてですね、詳しい資料も拝見したのですが、どういう経緯で障害福祉課が担当してもらったのかというのが、よくわからないんですね。今回は総合計画から来た事業群なので、この2つの事業を1つの事業群にするということは、非常にわかりやすいのですが、その事業その2つを事業群とした時に、事業群全体の評価指標が、やっぱりその障害福祉課所管の方の事業は含まれていない形での評価にもなっていて、課が2つに分かれていて、それで事業群として評価するというのが、現実的に非常に困難に感じておられるとしましたらね、そこはそことして、またどこか評価調書に書いといていただければと思うんです。ですから私からの質問ですけども、そもそも、障害福祉課がどうしてこの事業を所管するようになったんですかねという経緯を簡単に伺った上で、違う課でひとつの事業群として評価をするときに、評価調書を書く上で何か困難を覚えておられたとかがあれば、それはそれで評価調書に形を留めといていただいた方がいいと思うのですが、いかがでしょうかという2点です。

(障害福祉課)

ひきこもりの方というのは、精神面での疾患を患った方が多くございますので、その相談窓口というところも、長崎県の地方機関、長崎こども女性障害者支援センターというものがあるのですが、その精神保健福祉センターの方で対応しております。

そこでひきこもりであったり、自殺対策であったり、精神疾患に関わるもの、あと依存症対策も、そういうもろもろの精神疾患に関わるものを保健師であったり、社会福祉士、あと作業療法士等、多職種が連携して取り組むような形でさせていただいております。

社会生活を営む上で困難なものというところで、ひきこもり、ニートも含めてですけど、この事業群の中で整理させていただいているところでございます。

(小西委員)

はい。わかりました。確かにそうですね。精神疾患に関係するという。

その上で、どうですかね。事業群として評価する上で、課が違うということで、しかもその評価が難しいってところが現実にありますでしょうかってところですよ。

(障害福祉課)

先ほどのゆめおすの話も繋がってくるかと思いますが、様々な困難を抱えてらっしゃる方、そこはひきこもりの相談窓口につながれたとしても、その方が、そもそも不登校が原因であったり、医療の方が原因であったり、様々な原因がございまして相互に関連しあっていますので、特に評価をする上で困難と言いますか、難しいという感想はございません。

(小西委員)

事業群の評価指標はこれでいいということになりますか。障害福祉課からみても。

(障害福祉課)

実は、「みんなで支えあう地域を創る」というところで整理させてもらっていますが、これは施策の1のところ、もう1つひきこもり対策ということで、8050 問題を受けたところでの、評価をもう1つの部分でもさせていただいております。

(小西委員)

そうすると事業群の評価指標としては、必ずマッチングしてないわけですよ。これだと一つの事業に関するものだけですもんね。

(こども未来課)

事業群を所管している課としてのコメントですけれども、確かにどういった切り口で項目を設定するかで、そこに付随する事業がどうなるかっていうところがございます。そういった中で、障害福祉課さんとはいつも連携しているのですが、そこで代表的な指標が何かというところでは、ゆめおすの関係の方を整理させていただいて、確かに委員おっしゃるように、そこの数字がどうかという部分については確かに難しい部分がございますが、現状この2つが事業群となっている中では、こういった整理になるのかなというふうに考えているところでございます。

(小西委員)

はい。ありがとうございます。お伝えしたいことは、いろいろ問題があるということは率直におっしゃっていただいた方がいいですよ。これでいいですってあまり言いほらない方がいいと思います。やっぱ作り方として、事業群もこういったように設定するのはいいんですけども、じゃあその2つの違う事業について、事業群として評価指標を設定するって簡単じゃないので、これはなぜ言っているかという、事務局の財政課にですね、こういうケース、事業群全体の評価指標というのは、難しいときがあるので所管する財政課が次年度以降の宿題として、ちゃんと持ってくださいということを、そういうことを意見交換する場だと思っておりますので、これでいいんだってあんまり言いほらないで、確かに事業群としての評価尺度については、設定するところで、若干無理があるっていうのを率直に認めていただいた方が、次に繋がるというふうに思います。

以上です。

(赤石委員長)

はい。ありがとうございました。

そのところはですね財政課も含めて、ご議論いただければというふうに思います。他に何かございますか。それではここで、この事業群に関する本日の審議は終わりたいと思います。



## 基本戦略・施策の概要（経営支援課）

（事務局）

総合計画の審議対象部分を抜粋した、2色刷りの資料の1、2ページをごらんください。

これからご審議いただく、「基本戦略2－1 新しい時代に対応した力強い産業を育てる」を推進するために、右側2ページに掲げている4つの施策に取り組むこととしており、今回はその中から、「施策（1）成長分野の新産業進出・育成」と「施策（3）製造業・サービス産業の地場企業成長促進」の事業群各1つずつについてご審議いただくことになります。

7ページをご覧ください。基本戦略2－1の具体的な将来像の内容として

- ・ 成長分野の新産業創出・育成
- ・ スタートアップの創出
- ・ 製造業・サービス産業の地場企業成長促進
- ・ 戦略的、効果的な企業誘致の推進 を掲げておりその背景については8ページに記載されてお

りますが

- ・ AI、I O T、ロボット等の社会への普及、
- ・ 人材不足及び高齢化、
- ・ 企業の地方拠点の設置 等がございます

次に審議対象事業群が含まれる施策についてですが、9ページをご覧ください。該当施策の「成長分野の新産業創出・育成」につきましては、

- ・ オープンイノベーションの取組が活発となり、新たな基幹産業を含めた成長分野の新産業の創出・育成が進み、関連の雇用が増加している
- ・ サプライチェーンを形成することにより、新たな基幹産業3分野の売上高が増加している

という姿を目指し、成果指標としましては、令和7年度までに、「新たな基幹産業3分野における売上高」を1,210億円、「雇用者数」を7,000人とする目標を掲げております。

その実現に向けて、その下にある5の事業群のうち、今回は、「④高齢化社会に対応するヘルスケア産業の振興」についてご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わり、引き続き、所管する経営支援課から事業群の概要説明をお願いします。

なお、小林委員が急用のため退席されることとなりました。

## 審議事業群Ⅲ（経営支援課）\_事業群説明

### 基本戦略 2-1 新しい時代に対応した力強い産業を育てる

#### 施策（１）成長分野の新産業創出・育成

#### 事業群 ④ 高齢化社会に対応するヘルスケア産業の振興

（経営支援課）

私からは、事業群「高齢化社会に対応するヘルスケア産業の振興」について説明いたします。

事業群補足説明資料の19ページをご覧ください。ヘルスケア分野は、成長が見込まれる分野と位置づけられており、その国内市場規模は、経済産業省の推計によると、2016年の25兆円から2025年には33兆円に増加するとされております。本県では、そのうち、「運動」、「食」、「旅行」を需要が見込まれる分野と考えておりますが、同分野は全国で1兆7,400億円の増加が見込まれており、本県が全国の1%を占めると仮定すると、174億円の成長が見込まれることとなります。本県としては、成長性が高い分野として着目しております。

次に、お手元の長崎県総合計画 審査対象部分抜粋の10ページをご覧ください。本事業群は、総合計画において、戦略「2-1 新しい時代に対応した力強い産業を育てる」の施策「1 成長分野の新産業創出・育成」に位置づけております。

続きまして、事業群評価調書の9ページをご覧ください。本事業群の目的は、「1.計画等概要」に記載のとおり、超高齢社会や健康意識の高まりを背景に、異業種連携によるサービスの複合化や地域資源の活用等により、健康寿命延伸につながる付加価値の高いヘルスケアサービスの創出を促進しようとするものであります。

取組項目は「ヘルスケア関連分野の新たなサービスの事業化の支援」としており、指標は、「支援事業者のうち、前年比で売上がアップした事業者の割合」で、100%の数値目標を掲げております。

事業の内容及び実績は、まん中右側の「進捗状況の分析」及び「2.令和2年度取組実績」に記載しておりますが、説明は事業群補足説明資料17ページを使って行いたいと思います。

資料に記載はありませんが、事業の運営は民間事業者へ委託しており、令和2年度は、県内のシンクタンクである「ながさき地域政策研究所」へ委託しております。

では、補足資料17ページの「（2）令和2年度の事業実施状況及びその成果」をご覧ください。事業内容として、「先進事例セミナー・ワークショップ」、「事業計画の策定・実践支援」等を実施しております。

まず、「先進事例セミナー・ワークショップ」については、ヘルスケアの先進事例に取り組みされる企業等の方を講師としたセミナーと、様々な事業者の方々が新たなヘルスケアサービスを検討するワークショップにより、新たなヘルスケアサービスの創出を目指すグループの形成を促し、その後の計画策定等につなげるもので、計3回開催し、延べ59名の方が参加されました。

このセミナー及びワークショップは、リアルの会場に加え、オンラインでも参加できる形とすることで、新型コロナウイルスが感染拡大する中でも密を避けて開催することが出来ました。さらに、遠隔地からの参加や、ちょっとした空き時間にセミナーだけ視聴することも可能になりました。

次に、事業計画の策定については、セミナー等を通じて形成されたチーム等に対し、専門家を派遣して計画の策定を支援しました。策定された事業計画については、広く参加者を募って報告会を開催し、周知を図るとともに、その場で大学や金融機関等の有識者から事業者に対してアドバイスをいただくことで、事業者と支援機関との人脈構築につなげ、次年度以降、事業を推進する上で幅広い関係者に相談できる環境づくりを行うとともに、投資を促進するしくみとしております。

では、戻りまして、事業群評価調書 10 ページの「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」をご覧ください。

実績と課題ですが、課題の 1 点目として、新たにヘルスケアサービスに取り組む事業者について、柱となりうる事業者が不足しており、結果として、小規模な事業展開に留まっていることがあります。2 点目は、新サービスを検討する上で、公的保険サービスを提供する医療・介護業界のニーズの把握、反映が不十分であるということです。

1 点目に対しては、令和 2 年度からこの課題認識の下、県内外の一定規模を有する事業者や先進的な技術・知見等を有する事業者、大学等と県内事業者との連携を促進すべきと考えており、今年度の委託の仕様書にも明記するとともに、県としても本県への誘致企業に対しワークショップへの参加等を呼びかけてまいりました。

2 点目に対しては、令和 3 年度から、ワークショップに医療機関や介護施設の関係者等を招聘し、ニーズ発表を行っていただくことで、医療・介護業界のニーズを踏まえたサービス検討を促すこととしております。

令和 4 年度に向けた方向性につきましては、見直しの方向性の欄に記載しておりますが、「支援の実施年度以降、事業規模を拡大する段階で、新たな戦略策定支援及び資金支援のニーズが高いことから、企業の成長段階に応じたよりきめ細かい支援策について検討する」こととしており、見直し区分は「拡充」としております。

以上で事業群についての説明を終わります。

## 審議事業群Ⅲ（経営支援課）\_各事業説明

（経営支援課）

### 1 ヘルスケア産業創出促進事業

事業群評価調書 9 ページをご覧ください。事業内容は、先ほどご説明したとおり、「先進事例セミナー・ワークショップの開催」等でございます。

2の「令和2年度取組実績」ですが、支援チーム数4件の目標に対し、運動、食、旅行等の分野で事業化を目指す取組5件を支援しました。なお、事業報告会の開催結果を、事業群補足説明資料の18ページに記載しております。

成果指標は、支援を実施した年度とその翌年度の売上を比較することとしております。令和元年度に支援した4チームの中核的な事業者に対して、令和元年度と令和2年度の売上をヒアリングし、その結果、売上が増加していた事業者が1者でしたので、割合は25%となっております。

一方、残る3者は売上が伸びていません。ヒアリングによると、その理由としてはコロナ禍の影響が大きいとのことであり、社会的に対人接触を控える風潮が広まったこと等から、サービス利用が落ち込んだものと認識しております。

このうち、対人接触型の認知症予防運動の事業に取り組む事業者は、売上が落ちていることを踏まえ、TV会議システムを活用した非接触型事業への転換を進められており、県としても、コロナ禍で変化した社会ニーズを上手く捉えるサービスの創出を支援する必要があると考えております。

続きまして10ページの「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」をご覧ください。先ほど事業群の説明で申し上げたとおり、異業種連携や地域資源の活用等を促しながら、様々な事業者の連携によるヘルスケアサービスの取組に繋げることはできてきているものの、取組の柱となりうる事業者が不足しており、結果として、小規模な事業展開に留まっていること、また、新サービスを検討する上で、公的保険サービスを提供する医療・介護業界のニーズの把握が不十分であるという課題が見えてまいりました。

解決の方向性についても、先ほどご説明したとおり、一つは、県内外の一定規模を有する事業者や先進的な技術・知見等を有する事業者、大学等と県内事業者との連携を促進すること、もう一つは、医療・介護業界のニーズを反映させたサービスの創出等について検討し、より有効な取組となるよう工夫すること、としております。

これらを踏まえ、「4」については、「企業の成長段階に応じたよりきめ細かい支援策について検討する」としております。

以上で説明を終わります。

## 質疑応答（審議事業Ⅲ（経営支援課））

（赤石委員長）

ありがとうございました。それでは今説明がありました事業及び事業群全体を見渡して質疑応答を行いたいというふうに思います。

今説明がありました事業及び事業群全体について、委員の皆様から何か質疑がございましたらお願いします。

（小西委員）

指標の設定に関してなんですけど、「支援事業者のうち、前年度比で売上げがアップした事業者の割合」となっていますけども、この場合の売上げというのは、必ずしもヘルスケア関連産業とは限らないんですかね、限るんですか？

（経営支援課）

この事業は、もともとヘルスケア分野だけで事業をやってらっしゃる事業者というよりは、異業種連携で、一緒になって様々な事業に取り組むということを考えておまして、売上は、この部分だけを切り出してというのが難しいという場合があります、そのような場合は全体の売上が指標としては考えておりますけども、ヘルスケア分野についての売上げが伸びるように、皆さんの取り組みを進めていきたいと思っております。

（小西委員）

おそらくそうだろうと思っていたのですが、ヘルスケアだけの売上を取り出すのは無理だろうなあ。だから、この指標でいいのかなあというのはやっぱり思うんですね。売上げに着目するということは非常に良いと思いますが、ヘルスケアだけを取り出せないというのが現実的に想像できますので、じゃあこれでいいのかってのが1点とですね、それと、前年度比で売上がアップした事業者の割合で、これがその後目標として100、100ときていますけど、これがですねクリアしていれば良いですけども、初年度いきなり25でクリアしていないわけで、増えたり減ったりするってようなことを考えたときに、この指標でいいのか。今の段階で、この指標があくまで良いんだっていうふうに、思いがあればそれは承りますけど、正直この指標でいいかどうかは、継続課題にしたいということでしたらもうそれで、所要の目的は達したみたいなのところがあって、ほかに指標を設定するのがなかなか難しいので今のところこうしているけども、指標については財政課とも相談の上、次年度以降の課題にするとかなんかそういうことならば、それはそれで結構です。ちょっとこの指標でうまくいかなあという感じがします。

(経営支援課)

この事業については、ちょっと手探りでやっているところがありまして、比較的把握しやすいものとして、売り上げという考えで、指標を組んでおります。この事業に取り組んでいただくからには、皆さんの売り上げが伸びることを目標 100%というふうに設定をしておりますけれども、この指標で十分とは考えておりません。おっしゃる通りですね、指標として何がいいのかっていうのは引き続きちょっと検討しながら、よりふさわしい指標があれば、財政課ともご相談しながら、見直しについても検討していきたいというふうに考えます。

(小西委員)

特に、現実的にヘルスケアの部分だけの売上を取り出すというのは、難しいっていうことも、むしろ書いておいた方が良いでしょう。それができないっていうのは、ちょっと想像力を働かせれば誰でも想像がつく話なので、できないことはできないと書いていただいた方が良く、これだと、ヘルスケアの売り上げを取り出したようにも読めちゃうので、できないことはできないと書いていただいて、成果指標については今後の課題だというふうに認識していると、むしろはっきり書いていただいた方が読むほうとしてはなるほどって感じになります。以上でございます。

(赤石委員長)

ありがとうございます。他に何かございますか。

(能本委員)

ヘルスケア産業の売り上げを伸ばすってところは、やはり保健事業との兼ね合いで、どこの県であってもどこの自治体であっても難しい部分なのかなっていうことを、お話を聞きながら思いました。感想です。他に質問はございません。

(赤石委員長)

はい、ありがとうございます。それではこの事業部に関する本日の審議は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

## 基本戦略・施策の概要（企業振興課）

（事務局）

それでは次に審議をしていただく施策の説明をいたします。

総合計画の審議対象部分を抜粋した2色刷りの資料の11ページをごらんください。

これからご審議いただく事業群が含まれる施策「製造業・サービス産業の地場企業成長促進」につきましては、「地場企業を中心に地域産業が活性化し、力強い県内産業を維持するとともに、事業承継・創業等により地域経済の維持及び更なる活性化が進んでいる」という姿を目指し、成果指標としましては、記載のとおり、3つの目標値を掲げております。

その実現に向けて、その下にある5の事業群のうち、今回は「① 競争力の強化による製造業の振興」についてご審議をお願いいたします。

それでは、所管する企業振興課から事業群の概要説明をお願いします。

## 審議事業群Ⅳ（企業振興課）\_事業群説明・各事業説明

基本戦略 2-1 新しい時代に対応した力強い産業を育てる

施策（3）製造業・サービス産業の地場企業成長促進

事業群 ① 競争力の強化による製造業の振興

（企業振興課）

企業振興課長の末續と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、事業群「競争力の強化による製造業の振興」についてご説明をいたします。

配布資料2につきましては、事業群評価調書の11ページ、及び補足説明資料の23ページをご覧ください。

本事業群は、総合計画で定めた基本戦略、「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」に位置付けられる事業群です。企業振興課が支援する製造業は、大きくものづくり製造業と食料品製造業に区分されております。この計画概要や取り組み項目に記載がありますとおり、製造業におきましては、県外需要の獲得と、県内への波及効果、それと企業の付加価値の向上を図っていくための取組項目であります。1から3のうち、1、これがものづくり製造業です。2が、食料品製造業になりますが、このような取組を今やっているところでございます。

事業群全体の指標としましては、県の支援施策を受けた企業の付加価値額の増加率を設定しております。令和7年度に、20%を達成するというを最終目標としております。

それで取組項目の全体像につきましては、評価調書の12ページから13ページにかけて、11の事業が記載されておりますが、そのうち一番から十番までの10の事業が、企業振興課の事業となります。

この個別の事業の説明に行きます前に、製造業に馴染みがないという方も多という話も聞きますので、少し、本県製造業の現状と、なぜこのような取組をしているのか、簡単に少し背景をご説明させてい



ただいた方が、より認識が深まるかと思しますので、少しご説明をさせていただきます。補足説明資料の23ページをご覧ください。

先ほど申しましたように、大きく、ものづくり製造業と食料品製造業に区分されるわけですが、ものづくりにつきましては、本県は造船業が基幹産業でございまして、大手造船業を中心に、多くの県内企業がそこに参画して、造船サプライチェーンというものが形成されてきました。それが地域の経済とか、雇用を支えてきたわけですが、大手造船が、ご承知の通り、非常に厳しい経営環境がございまして、その影響が、仕事の発注の減少という形で、県内中小企業へも波及をしております、徐々にサプライチェーンが傷んできている状況にございます。

そのような中、足元では、県内企業が造船から受注していた仕事の落ち込みをカバーする、新しい仕事を獲得する必要がございます。県内企業には、幸い、これまで造船業で培ってきた金属加工の高い技術がございますので、その技術を活かせる成長分野に進出をいただけるように、県の方が旗を振りまして、方向性をお示しするとともに、県内中小企業が新しい市場へ参入して、県外需要を獲得する取組を支援いたしまして、売上の拡大、付加価値額の向上を図っているところでございます。

そうすることで、造船だけに依存しない事業構造への転換、安定した経営基盤を持つ強い企業へ、成長していただくと。また、そのことが、造船に次ぐ、新たな基幹産業の創出であるとか、先ほど申しましたサプライチェーンの維持強化にも繋がっていくと考えております。

現在、具体的には、金属加工技術を活かせる成長分野として、航空機、半導体、ロボット・産業用機械、医療の各分野を位置付けをしております、そういった市場に向けて企業間で連携をしたり、設備投資をしたりすることへの支援を実施しております。

また造船業につきましては、世界的に、商用船の市況が回復傾向にあることや、脱炭素の動きの中で、環境対応の船の需要が今後拡大する見込みです。造船も、これでもう駄目になったわけではなくて、今後も成長する分野が期待できますので、そういう意味でも引き続き、本県の基幹産業として、存在感を出していただくため、サプライチェーンはしっかり維持をしていかなければいけないという観点で製造業の支援をしております。

次に食料品製造業ですが、本県の食料品製造業は、製造品出荷額が約3000億円、従業員数は、製造業全体で最も多い約1万5000人となっております、県内各地域に事業者が広く立地しており、地域の経済と雇用を下支えしている重要な産業でございます。

本県の食料品生産額は毎年約4%伸びておりまして、非常に成長している分野であり、全国平均よりも高い伸びを示している一方で、付加価値額につきましては、全国で中位程度にとどまっている状況であることから、付加価値額の向上、要は、いかに高く売るかを、突き詰めていくということが課題となっております。

そこで県内企業が行う「販路を見据えた商品開発」などの取組を支援することで、付加価値額を向上させたいと思っております、具体的には、商品開発に向けた設備投資、消費者の反応を見るテストマーケティング、パッケージ等のデザインや販路開拓、そういったものの支援を行っております。

また、併せて、地域産品、これは南島原市の島原手延そうめん、新上五島町の五島手延うどん、

吉岐市の吉岐焼酎、五島市のかんころ餅、それと食品ではありませんけれども、波佐見町の波佐見焼、佐世保市の三川内焼、こういった、地域で一定存在感があって、産業を支える産品についても、認知度向上や販路拡大を図って、しっかりと産業としてやっていけるよう支援をしております。

今申しました、製造業の現状と背景がございまして、これからご説明いたします、10 の取組をやっているとご紹介します。

それでは、引き続き、それぞれの事務事業についてご説明をいたします。評価調書は 12 ページから、補足説明資料は 25 ページからとなります。

## **1 地場取引拡大支援事業**

まず、地場取引拡大支援事業でございます。

この事業は、県内中小製造業の経営安定化に向けて、主に県外企業との取引拡大を目的として、長崎県産業振興財団を実施主体としまして、商談会などの、いわゆる取引マッチングの事業を行っております。

具体的には当財団が、県外企業を訪問しまして、県外発注企業のニーズ情報を収集した上で、県内企業とのビジネスマッチングフェアの開催、または、県内企業が営業訪問する際の同行など、伴走型の支援を行っております。

令和 2 年度につきましては、やはり少しコロナ禍の影響もございまして、なかなか訪問が制限されており、目標とする契約件数、80 件には至りませんでした。一定、商談会をリモート開催するなどの対応もいたしまして、55 件の契約を確保しております。

令和 3 年度におきましても同じような目標を掲げておりまして、この中の状況を見極めながら支援をしておるところでございます。

令和 4 年度に向けての見直しの方向性といたしましては、製造業は、今コロナ禍にありましても、全体として回復基調にございます。

ただ、依然として県内中小製造業を取り巻く環境は厳しい状況もございまして、例えば財団の職員が県外企業訪問できなければ、民間の商社などを活用して、情報収集であるとか、マッチングを強化するなど、そういった見直しもしながら、しっかりと取引拡大を進めていきたいと考えております。

1 番の事業は以上でございます。

## **2 成長産業サプライチェーン強化支援事業**

次に、2 番の成長産業サプライチェーン強化支援事業でございます。

補足説明資料は 27 ページになります。

この事業は、県内企業が、より成長する分野に入っていただくための、企業間での連携に対する支援をしております。

その成長分野と申しますのは、先ほども申しました、航空機、半導体、ロボット・産業用機械、医療などでございますが、航空機につきましては、別の事業として別の事業群になっておりますので、これは航空機を除いた部分についてご説明をいたします。

この事業は令和3年度の新規事業になりまして、昨年まで3年間は同じ内容の別の事業をやっておりました。

仕組みとしてはそう大きく変わっておりません。

令和3年度につきましても、この事業におきましては、産業振興財団に、5名のコーディネーターを配置して、県内企業訪問をし、企業間連携を組むように促すような伴走型支援を行っております。

令和3年度時点では6グループ、19社を採択して、補助金等による支援を実施予定しております。

この成果につきましては、支援企業の付加価値額、これが2年後に5%増加することで、それが最終的には20%まで増加することを目標としておりまして、事業実施の2年後の成果目標に対して実績を評価していく、そういう事業となっております。

今後も、グリーン社会実現、カーボンニュートラルの動きの中で、いろいろと産業の大きな構造転換が、起こっておりますので、今後成長する分野というのが何なのか、どの成長分野であれば、県内企業が入れるのかというところを見極めながら、その支援分野の柔軟な見直しも含めて、取り組んでまいりたいと考えております。

2番の事業は以上でございます。

### **3 ナガサキ地域未来投資促進ファンド助成事業**

続きまして3番の事業、ナガサキ地域未来投資促進ファンド助成事業でございます。

補足説明資料は29ページでございます。

この事業は、国や県が拠出する資金をもとに、ファンドを造成いたしまして、その運用益と県からの補助金で、事業を行っているものでございまして、成長ものづくり分野など4つの分野について支援をしております。

このファンド事業につきましては、ものづくり、食料品、ともに対象としております。

資料2、補足説明資料に記載のとおり、4つの事業メニューにつきまして、それぞれ補助支援をいたしております。これも実際に、商品化であるとか、取引の拡大、認証取得、そういったものに繋がっております。

令和3年度も同様に支援を行っていく予定としておりまして、これに関しましても、支援した企業の付加価値額の2年後の増加率を指標としております。

令和4年度に向けましても、先ほどと同じように、支援する分野や、その中で、こういったところを攻めていくべきかとか、そういったものを見極めながら、柔軟にメニューを見直していこうと考えております。

3番目の事業は以上でございます。

ここまでが、ものづくり製造業に関する取り組みでございます。

次からは食料品に関する取組でございます。

#### **4 長崎フード・バリューアップ事業**

4 番目、長崎フード・バリューアップ事業でございます。これにつきましては補足説明資料 31 ページをご覧ください。本事業につきましては、食料品製造業者の付加価値向上を目的として、販路を見据えた取組を支援しております。補足説明資料に記載のとおり、令和 2 年度につきましても、設備投資や商品開発への補助金支援、それと商談会への出展支援、消費者の反応を見るテストマーケティング・フィードバック支援の三つの支援をしております。

食料品につきましては、コロナ禍の巣ごもり需要等もありまして、非常にターゲットがいろいろ変わってきております。我々としては、先ほど申しましたようにいかに高く売るか、そういった意味では、例えば、コロナ禍でも、営業を続ける人気の高級スーパーであるとか、またギフト市場ですね、これは自分への贈り物も含めて、そういったものに高いお金を使っていたようなデータも報道等でも見受けられますので、そういった明確なターゲット、どのチャネルで売なのか、そのためにはどういった商品で、どういったデザインが必要なのか、実際に消費者等にテストマーケティングして、その反応をフィードバックしてまた次なる商品開発につなげ、そして、商談会等でバイヤーに、売り込んでいくというようなループした取組にしたいと考えておまして、令和 4 年度におきましては、より企業のニーズや市場の動向に沿った、支援をして参りたいと考えております。なお、これにつきましても同じく支援企業の 2 年後の付加価値の増加率を指標としております。フード・バリューアップ事業については以上でございます。

#### **5 長崎県農商工連携ファンド助成事業**

続きまして、5 番目の長崎県農商工連携ファンド助成事業でございます。これは補足説明資料 33 ページでございます。これも先ほどご説明したナガサキ地域未来投資促進ファンド事業と同じような作りでございます。国や県が拠出する資金を元にファンドを造成しておまして、その運用益によって、県内の食料品製造事業者と、原材料を提供する農林漁業者、そこが連携して新商品を開発していくという、どちらかという 6 次産業化に近いようなイメージかと思いますが、そういった農商工が連携した事業に対して支援をしております。

これまで、例えば、県産のなかなか利用価値がないと見られていた魚を活用して蒲鉾を開発したり、地域の五島地鶏を使用して、冷凍出汁茶漬を開発するなど、いろいろな工夫を凝らした取組に対して支援をしており、令和 3 年につきましても同様の支援を行っております。今後も、やはり先ほどと同じく市場の動向を見極めながら、やはり県産材の良さをどう活かして差別化していくか、そこにこだわりながら、しっかりとした支援をしていきたいと考えております。農商工連携ファンドは以上でございます。

#### **6 産地活力強化事業**

次からは、産地支援の事業になってまいります。6 番目、産地活力強化事業でございます。補足説明資料は 35 ページをご覧ください。これは、地域産品の中でも産地が形成されている島原手延そうめん、五島手延うどん、壱岐焼酎などを支援しております。なお、長崎かんころ餅につきましては、産地団体の形成に至っておらず、具体的な支援はしていませんので、実際に支援をしているのは、3 産地になり

ます。これもやはり、いかに高く売るか、いかに買っていただくか認知度を上げるかというところを観点に、大都市圏の富裕層などをターゲットにして、売り込むということで、産地と地元の市町が連携した取組に対して県が支援をしております。令和2年度は、例えば島原手延べそうめんと言いますと、人気料理教室で手延そうめんを使ったメニューを提供するとか、コロナ禍においても工夫を凝らしながら、PRをやっております。これに関しましても、やはり支援産地に属する企業の一社当たりの売上高をいかに増やすかということ成果指標にしておりまして、今記載はございませんけど、令和4年度から、3%の増加を目指す目標を立てております。今後につきましては、今、産地団体それぞれが縦のラインでPRをしていますが、例えば産地同士の産品を一緒にしたような支援など、工夫をしながらPRもできるように改善していきたいと考えております。この事業は以上でございます。

## **7 売れる！デザイン強化事業**

続きまして、7番目の売れる！デザイン強化事業でございます。補足説明資料は37ページでございます。これは、デザインが持つ力というのが非常に大きいことから、やはりいろいろな商品開発におきましても、デザインにこだわったものが、やはり非常に高く評価されております。県内企業にデザインへの意識を高めていただくため、優れたデザインを表彰するデザインアワードを、ここ数年ずっと開催してきておりました。このデザインアワードの受賞商品について、しっかりと売上につなげようということで、売上拡大に向けた販路開拓等への支援を、受賞時の特典として実施しております。ECサイトに出店支援をしておりますが、アフターコロナになってきますと実際の店舗での販売とかも含めてしっかりとやっていきたいと考えております。この事業は以上でございます。

## **8 窯業人材育成等産地支援事業**

続きまして、8番目、窯業人材育成等産地支援事業でございます。補足説明資料39ページでございます。これは、陶磁器の販路拡大や産業人材の確保・育成に向けた産地団体の取組を支援している事業でございます。具体的には、波佐見焼と三川内焼の産地に対して支援をしております。令和2年度におきましては、認知度向上や販路拡大といった事業と、人材確保に向けた研修事業等について支援を行い、一定成果も出ているところでございますが、成果指標に掲げている産地就業者の人数というところは、実は令和2年度は、新規研修生、大体こういう方は県外からいらっしゃるのですが、応募がございませんでした。一方、過去に研修を受けた方が、無事1名、産地に就業されたということで、一定そういう成果が出ております。引き続き、しっかり陶磁器の魅力も伝えながら、売上拡大とか、産地の維持に対して支援をして参りたいと思っております。この事業は以上でございます。

## **9 陶磁器産業活性化推進事業費**

次に9番目、陶磁器産業活性化推進事業費、補足説明資料41ページでございます。これは、先ほど同じく波佐見焼と三川内焼の支援ですが、これらが国の伝統的工芸品に認定されており、それを支援する国の補助金とあわせた補助支援でございます。これにつきましても、産地の方で振興計画を立



て、それを国や県で認定し、実際の事業支援をしております。主に、後継者の育成、すでに就業されている方をいかに育成するかという、産地内での後継者育成事業であるとか、P R等の需要開拓事業を行っております。この振興計画は、今年度までになっておりまして、来年度に向けては今の事業も取り込みながら、しっかりと次期振興計画を立てていくであるとか、陶磁器産業はこれまでなかなかデジタル化が進んでおりませんでして、この2年間のコロナ禍の中で、E Cサイトでの販売であるとか、キャッシュレスの対応というのも一定進んで参りました。今度はそういうものと陶磁器産業、やはり対面販売を基本にしておりますので、それをいかに融合してつなげていくか、アフターコロナなどの人流回復にどうつなげていくかという視点も持ちながら、陶磁器産業活性化に取り組んでいるところでございます。成果指標としましては、本県日用和飲食器の出荷額、これは波佐見焼・三川内焼以外も含んでいますが、ほとんどが波佐見焼と三川内焼で占めておりますので、この数字を成果指標として設定させていただいております。この事業は以上でございます。

## 10 長崎べっ甲対策事業

最後に10番目、長崎べっ甲対策事業でございます。補足説明資料43ページでございます。長崎べっ甲も国の伝統的工芸品に指定されておりまして、国の支援補助金にあわせた県の補助でございます。べっ甲につきましては販路をいかに開拓・拡大していくかというのが一番ポイントになってきますが、国内のマーケットは限りがございます。実は、ワシントン条約に基づきまして、べっ甲製品の国際取引が禁止されておりまして、現状では海外への輸出持ち出しが禁止という状況でございます。我々としては、やはり、国伝統的工芸品のべっ甲というのは海外の人にこそ受けるものだと思っておりますので、養殖された第3世代のタイマイ、要は天然と養殖のタイマイから最初に生まれた卵が第1世代、それが親になって生んだ卵が第2世代、その次の第3世代の誕生に向けて、長崎と東京のべっ甲協会が連携して事業を進めており、それに対して支援をしております。で、今ようやくですね第2世代の卵までがふ化をして、いよいよそれを大人にして、ちゃんとべっ甲の材料として使えるかっていうところに入っていきますので、まだまだ年数はかかりますが、これをしっかりやって、今後の海外への販路拡大につなげたいと思っておりますし、それまでの間、べっ甲事業者をいかに存続させるかというところを視野に置きながら今、支援をしているところでございます。当事業の説明は以上でございます。

評価調書に戻っていただきまして、今後の実績の検証や解決すべき課題の方向性、それと次年度に向けた今後の方向性ですが、先ほどいろいろご説明しながら言及をしてきたところではございますが、大きいところで申しますと、やはりコロナ禍の中で、営業活動等が、制限されるであるとか、対面ができないとか、これまでできていた事業支援の手法がちょっとできなくなっているところがございます。一定まだウィズコロナが続く中で、どうやったら効果的な事業支援の手法になるのかというところを見直しつつ、アフターコロナの時に、逆にまたどうやるのか、元に戻すのか両立していくのか、そういったものを見据えて改善をしていかなければならないと思っております。

また、我々は、民間の企業、製造業を相手にしておりますので、目まぐるしく、事業環境が変化して参ります。我々としなくても、しっかり経済動向を見極めながら、世界の動きも見極めながら、必要な支援をやっていきたいと考えております。

課題としましては、ものづくりにつきましては、大きく3点ございます。

これは先ほど申しましたコロナ禍で、いろいろ活動が制限されている中で、オンラインの活用とか、民間の商社を活用していかにやるかというお話。

2点目は、アフターコロナの市場回復期に拡大してくるであろう需要をいかに取り込むかということで、今のうちに、受注体制であるとか、そういったものをしっかり整備して、技術を磨いて備える必要があるということで、企業間連携などに、しっかり支援をしているところでございます。

3点目は、大きな動きとして、やはりグリーン社会の実現に向け、今動きがあります、カーボンニュートラル、この動きを的確にとらえて、本県の産業振興にどの分野であればつなげられるのか、そういったものを見極めながら、柔軟に対応していくということでございます。

食料品製造業につきましても、課題は大きく2点、コロナ禍の中でいかに商談機会を提供するか、これもオンライン等を活用してやっていく、または付加価値向上に繋がる販路として、高級スーパー、ギフト、お取り寄せ市場、そういったものをチャンネルターゲットとして見極めていく。あとは企業のステージに応じた支援、商品開発、テストマーケティング・フィードバック、販路拡大をしっかりつなげていけるような支援をやっていくということが課題でございます。

最後に産地支援につきましては、大きく2点、これも同じように、コロナ禍の中で、対面販売の機会を喪失しておりますので、どうやって売っていくか。オンラインでいくのかということと、アフターコロナで、首都圏の方を中心に各地域に、多分観光とかで来られる時にいかにイベントなどの対面販売に引き込むのか。ウェブ販売やPRと連動するのか。産地横断的なPRであるとか、今後必要であるキャッシュレスのような非接触サービスであるとか、顧客データを活用した分析とか、そういったものをいかに産地で進めていくのか、こういった考え方を含めて、令和4年度の見直し、実施に向けた方向性の具体の取組について記載をしているところでございます。長くなりましたけれども、以上で事業群に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 質疑応答（審議事業Ⅳ（企業振興課））

（赤石委員長）

はい。ありがとうございました。それでは、今説明がありました事業について、質疑応答を行い、あわせて事業全体を見渡しての質疑を受け付けたいと思います。

今 説明がありました事業並びに事業群全体に関して何か質疑等はございますでしょうか。かなり細かなご説明で、委員の方も大変だとは思いますが何かございますか。

（小西委員）

非常に力強いご説明で、事業の内容に手応えを感じておられるのかなというのがあってそれはとても印象深いところでした。

非常にテクニカルな意味での若干ちょっとアドバイスっぽいところですけど、事業群全体の、目標値の設定なんですけどね。「県の支援施策を受けた企業の付加価値額の増加率」、付加価値を増加させるのがそもその目標だから、これを目標値にするのはとても良いと思うんですけど、増加率にしていますね。ところが、付加価値だから、マイナスの時もときにはあると、マイナスだと、目標値と実績値の対比というのがマイナスになっちゃうと、何かわけわからなくなるわけですよ。目標値 10%なのに、実績がマイナス 2%だったら、それがどう乖離しているかというのがわからなくなるので、これやっぱりですね、基準年を 100 とした時に、幾らっていうふうに設定しておかないと、実績値との達成率の計算がうまくいかないと思いますので、技術的なことですけど、そこはそうされた方がいいと思います。それだけです。

（企業振興課）

ありがとうございます。ここはですね、目標の設定の時に相当議論がありまして、付加価値額といっても、例えば極端に言うと、我々が支援している分野以外のものも含めた企業の全体の決算の中ですので、委員おっしゃるように、マイナスになる場合も当然あるわけなんです。そこをどう汲み取るのか、それと、実は我々もともと「5 年後に 20%」を目標にしております、どうしても様式の都合上年割にしていますが、やはりしばらく低空飛行して、急に伸びてくるとかいろんな企業さんや、売れ方というものもあると思いますし、育ち方もあると思いますので、今おっしゃられたような、指数を使うということも含めてですね、またちょっと財政課とも協議をした上で、どういう形が一番わかりやすいのか。一番見やすいのかというのは、少し検討してみたいと思います。

（小西委員）

はい。ありがとうございました。

（赤石委員長）

他に何かございますか。中込委員は何かございますか。



(中込委員)

4番目の、長崎フード・バリューアップ事業ですけども、この目標が8になっているのが、実際に、支援をした企業は延べ106社ってなっているんですけども、この数は補助金を出した企業の数ですか。

(企業振興課)

その通りでございます。補助金支援をした企業だけを載せております。

(中込委員)

ありがとうございます。基本的に企業に対する、補助金をメインにされているんですね。

(企業振興課)

そうですね。県が直営でやるところは補助金の支援になりまして、残りのテストマーケティングであるとか、商談会の出展というところは、中小企業団体中央会が事務局をしている食料産業クラスター協議会というのがあるんですが、そこに事業としてはお願いをしていることになっていまして、県の方で直接やっている部分をこの成果指標の方にあげております。

(中込委員)

ありがとうございます。

(赤石委員長)

他に何かございますか。

(内田副委員長)

大きくものづくりと食料品製造業の二つに分かれていると思うんですけど、特に食料品製造業の方になると、例えば4番の「長崎フード・バリューアップ事業」の中のご説明の中で、デザインなども売れる要素の一つであるというようなことをおっしゃっていて、7番の「売れる！デザイン強化事業」っていうのが新たにありますが、その事業が中で交錯しているというか、例えば、7番でデザインが良くて、この4番のところで、販路を拡大するみたいなのが、中で交錯している部分があるのかそれとも、一つひとつの事業はそれぞれなのか。そこをお尋ねしたいと思います。

(企業振興課)

現状はそれぞれの事業でやっておりまして、当然ながらデザインアワードを受賞した企業が、翌年度、例えばフードバリューでやるとか、そういうのも当然出てくるとは思うんですが、今時点ではそれぞれ別々に動いているところが現状でございます。

ただ、我々の中でもですね、このデザイン事業が、あくまでアワードに応募した方に対する支援になっていて、フードバリューで商品開発をされる方へのデザイン支援というのは、デザインの相談とかを受け付けるような別の課の事業がありまして、そっちの方で特に連携したりしているものですから、そういった意味で別々にはなっていますが、我々としても少し融合させられないものかと考えたりもしていますが、現状そういう状況でございます。

(内田副委員長)

行政は事業がそれぞれに独立してしまっているってところがあって、これを見るとその10の事業ってというのは、やっぱりいろんな意味で連携が必要だったり交錯したりする部分があるのかなってというのはあるので、特にこの中では、ものづくりもそれから製造業の方も大変な思いをされていると思いますし、そこは柔軟に、例えば今後の令和4年度に向けたところでは、まだまだコロナ禍の厳しい時代は続いていくであろうというふうに言われているので、そういう意味では、もっと柔軟に考えて、そういった部分も取り入れてこの見直しの方向のところに入れていくっていうのも、いいのかなと思います。例えば波佐見焼三川内焼の人材育成に関しても、従事者とそれから新しい人たちを育成していくのは別々の事業ですけども、そこはまた新しい人を育成したらもう、その次の事業につなげていくっていうところでも、連携をしていく。次々に転がっていくとか、まわしていくとかそういうイメージでないとなかなか厳しいだろうなというふうには思いました。以上です。

(企業振興課)

はい。ありがとうございます。

我々も、事業一つひとつはそれぞれで組み立てないといけないのですが、その運用のところどううまく連携をさせたりとか、あと、今おっしゃいましたようにループしたりしていくようにうまく事業を連携させるとか、そういう工夫は十分できているとっておりますので、最大限効果が上がるように、当課の事業だけではなくて、他の課の事業とかも含めてうまく連携していきたいと考えております。

(内田副委員長)

はい。期待しております。

行政の方も、今までにない時代に突入しているんだろうなというふうに思います。

私は民間の企業人ですけども、私たちも今まで経験したことがない、それからサポートする側の行政の方も、今までに経験したことのない時代に突入をしていると思います。

そういう意味では、今まで通りの型どおりの事業ではなくって、それこそ心のこもったという形の時代に即した、本当に早いスピードでの転換っていうのは必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、期待しております。

(赤石委員長)

この支援事業を行っていく上で、規制の撤廃とかそういうものっていうのは、評価の中に入ってこないんですかね。おそらくいろんな事業をやっていく上でこれまでの規制とかが逆に邪魔になるようなものも、当然あると思いますし、スタートアップ支援とかいう場合は、必ず出てくるのが、規制の撤廃をどうにかしてくれっていうのが、事業者からは出てきますけども、そういう部分っていうのは、単純に補助金っていう形ではなくて、規制を撤廃したっていうのもある意味、政策評価っていう形で、プラスの評価として考えても良いんじゃないかなっていうふうには、思うんですけど。特に最近のような変化に対して、敏感に企業が反応していなくてはいけな折に、やっぱり規制があることによって逆にそれができない、あるいは連携もなかなか難しいというようなことが起こるのであれば、こういう形での規制の撤廃を行いましたということがあれば、そういうものも成果指標としては、十分成立し得る。むしろこれからの時代そうしたものが、こうした事業を行っていく上では、その評価の指標としては必要になってくるのかなというふうに、思うのですがその点いかがでしょう。

(企業振興課)

はい。我々企業振興課の事業においては、特段規制とかそういうものは、認識はしていないところですが、ただ、赤石委員長おっしゃる通り、新産業創造課であるとか、例えば海洋エネルギー関係のところであるとか、そういったところは、既存の規制とかそういったものをブレイクスルーしていくような部署になりますので、当然ながら今後我々も進めていく上で、ブレイクしないといけないような、規制・壁等がありましたら、そういったのも目標に掲げて、こういった評価に盛り込んでいくようなことも今後必要ではないかと思っておりますので、そういった場合にはまた対応していきたいと考えております。

(赤石委員長)

はい。ありがとうございます。他にございませんか。それではこの事業群に関する本日の審議は終わりたいと思います。委員の皆様方には長時間にわたり、ありがとうございました。

これで本日予定しておりました、4つの事業群について説明及び審議が終了しました。

10月8日に開催する第2回委員会において、本日の審議内容を踏まえた議論を行い、論点及び意見書として反映する内容について整理していきたいと思っております。

その際ですね、冒頭でございましたように、昨年度の委員会で意見をいただきました、事業群評価を開始して5年間経過した時点での総括についての報告というのも併せて、事務局の方から行っていただきたい。ということになります。この点について皆様方、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたらそれではそのような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

次回の第2回委員会は、10月8日金曜日の13時30分から開催します。

委員の皆様におかれましては御多忙中の中誠に申し訳ございませんけども、次回もよろしくお願いいたします。

なお本日の審議での、聞き漏れあるいは追加の質問等がございましたら事務局から事務連絡がありますので、事務局を通じて事務所管課にご確認いただきますようお願いいたします。

本日は皆様大変お疲れ様でございました。それでは事務局の方よろしく申し上げます。

(事務局)

委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議ありがとうございました。

先ほど赤石委員長からお話いただきました通り、本日の審議で聞き忘れもしくは追加の質問等があるようでしたら、郵送で質問用紙をお送りしておりますので、その質問用紙を使っていただくか、メールの本文に出たうちでも構いませんので、電子メール等で、事務局担当にご連絡をいただければと思います。なお追加の質問等につきましては、1週間後の9月10日金曜日までを目安として送っていただければ幸いです。

また、本日の議事に関しましては、概ね10日以内を目安として、議事録を作成し、メールにてお送りをさせていただきます。

本日はこれをもって散会とさせていただきます。改めまして、大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。